

第3章 「大まかな救済的正義と禁止された処罰の間の境界線を越えて：民事制裁金が二重の危険に違反する—United States v. Halper」 リン・C・ホール

3. Lynn C. Hall

Crossing The Line Between Rough Remedial Justice And Prohibited Punishment:
Civil Penalty Violates The Double Jeopardy Clause—United States v. Halper, 109
S. Ct. 1892 (1989)
65 Wash. L. Rev. 437 (1990)

I. はじめに

United States v. Halperにおいて、最高裁判所は、次の様な旨を全員一致で判示した。即ち、政府が、既に刑事告訴された被告人に対して、損失額を明らかに超過する様な多額の民事的制裁金を賦課する場合、当該民事制裁金の賦課は、二重の危険条項による保護対象となる処罰に該当する。政府が、被告人の刑事事件における有罪判決確定後に、民事訴訟において同一の事件に関する懲罰的賠償請求を行う場合、裁判所は、民事事件かどうかだけではなく、提案された制裁が救済的か懲罰的かを判断しなければならない。

従来、二重の危険条項は、刑事事件のみに適用されてきた。これに対して、United States v. Halperは、最高裁判所が、民事手続きにおける多重処罰について二重の危険条項を適用した初めての事件である。裁判所は、過去の様に、立法府がつけた「民事的である」というラベルに敬讓的であれば良いというのではなく、自ら民事的制裁の性格を判断しなければならない。

この判決によって、次の様な3つの問題が提起された。第1に、Halper判決による民事的制裁の制限は違法行為への一般予防効果を弱めるから、立法者は、刑事的および民事的制裁が並存する場合、法構造の見直しが必要となるか否かを検討しなければならない。第2に、検察官は、民事事件と刑事事件が併存する場合、二重の危険条項を勘案しなければならない。また、刑事訴追の後に、政府が民事的救済を請求する場合、調査・訴追にかかる費用の内訳を立証しなければならない。第3に、裁判所は、大まかな救済的正義と処罰の間の線をどこで引くかを決定しなければならない。また、二重の危険条項を民事事件に適用できるとした以上、裁判所は、これまで刑事手続のみに適用してきた規定を、民事手続にも適用できるかどうかを判断しなければならない。そして、裁判所は、*qui tam action*(刑事的民事訴訟、III C3)が、二重の危険の問題を惹起するか否かを判断しなければならない。最後に、裁判所は、民事手続と刑事手続を一つに結合する手続を処方しなければならない。

以下では、上記の問題について検討する。

II. 第5修正における二重の危険条項

二重の危険は、アメリカ合衆国憲法第5修正において、次の様に規定される。「何よりも、同一の犯罪について重ねて生命または身体の危険にさらされることはない」。二重の危

険条項は、非常に古い歴史を持ち、政府が、ある違法行為者を同一の違法行為に基づいて何度も起訴することを禁止する。しかし、この条項の内容は、第5修正の文言からは必ずしも明らかでない。二重の危険の意義は、裁判所による裁判例や立法府による立法を通じて、明らかにされているものとされてきた。

裁判所は、二重の危険条項は、生命・身体に関わる場合だけではなく、刑事事件一般に適用してきた。また、裁判所は、検察による次の3つの濫用を排除するものと解してきた：A.無罪放免後の二重起訴の禁止、B.有罪確定後の二重起訴の禁止、C.多重処罰の禁止。

A. 有罪確定後の二重起訴の禁止

一度有罪が確定した刑事被告人について、同一の主権(連邦政府・州政府)が、同一の違法行為に基づいて刑事訴追を行うことを禁ずる。しかし、同一の違法行為について、一度刑事訴追が行われても、民事訴訟の追行が行われないことを意味しないし、刑事訴追が複数回行われる場合でも、同一の主権によるものでなければ排除されない。

民事訴訟の追行が禁止されるのは、政府も、私人同様に損害を補償される権利を有するからであるとされる。しかし、最高裁は、立法府が「民事」というラベルを貼っている場合でも、それだけで多重起訴に該当しないとはいえないとの立場をとってきた。

B. 無罪確定後の二重起訴の禁止

一度無罪が確定した刑事被告人について、同一の違法行為に基づいて同一の主権が刑事訴追を行うことはできない。このことは、同一の違法行為に基づいて民事訴訟が追行されないことを意味しないし、異なる主権によって刑事的訴追を受けないことも意味しない。

C. 多重処罰の禁止

二重の危険条項は、多重起訴のみならず、多重処罰を禁止する。Halper判決まで、多重処罰の禁止は、立法府が、同一の犯罪について累積的に刑罰を科す旨を表示しない限り、同一の刑事手続の中で複数の刑罰を科されないことを意味しており、検察官と裁判官を拘束するものではあったが、立法裁量を制限するものではなかった。

III. United States v. Halper

A. 事実と地裁の処理

United States v. Halperは、次の様な事件である。即ち、Irwin Halperは、老人医療保険の受給資格を持つ患者のための医療サービス会社の経営者であった。1982年から83年にかけて、Halperは、65件の払い戻し請求について、1件あたり\$9づつ金額を水増しした。彼の詐欺は、計\$585に上った。刑事事件については、既に有罪が確定し、\$5,000の罰金と禁固が課された。さらに、政府は、the civil False Claims Act(民事虚偽請求法、Act:法)に基づき、詐欺に関する民事請求を行い、summary judgment(正式の事実審理を経ない手続によって得られる判決)の申立をした。地裁は、Halperが民事事件においても刑事事件における主張に反する主張を行えないとして、この申立を認めた。

同法の救済規定に基づき、*Halper*に対して、政府の損失額である\$585 の 2 倍の賠償と訴訟費用及び\$130,000(一件\$2,000 で、65 件分)の制裁金が課されるように思われた。しかし、地裁は、政府の損失額を超える部分について刑罰的性格を認め、二重処罰の禁止との抵触を避けるために、制裁金を満額賦課しないことを決定した。政府は、直接、最高裁に上告した。

B. 最高裁の判決及び理由

最高裁は、地裁の判決に全員一致で次の様に同意した。刑事訴追を受け刑罰が確定した被告人に対する制裁金の追加的賦課が問題となる場合、当該制裁金は、政府の損失と合理的関連をもたず懲罰的である限りにおいて多重処罰に該当し、たとえ民事制裁金のラベルが貼られていても、二重の危険条項に基づいて禁止される。

裁判所は、同法の手続が民事的性格を有することが先例において確認されていることと、民事的補償が政府の損失を超過したというだけで多重処罰を構成することはないことを認めた。しかし、裁判所は、法が認める制裁金が極端で政府の損失とかけ離れている場合には、刑罰を構成し、*Halper* はその様な事件であるとした。

裁判所は、憲法的保障を受けるか否かを判断する前提として、当該手続が民事的性格を有するか刑事的性格を有するかを判断する場合に、制定法解釈が重要であることは認めつつ、二重の危険のような人間の生命身体の自由・安全が問題となっている場合には、決定的ではないとした。

裁判所は、刑事罰が課され、同一の違法行為に対して、合理的に損失補償であるとは認められないような民事的制裁金が課される場合には、二重の危険条項が問題となると判示した。事実審が、政府の損失と民事的制裁金額との間に合理的関連性が認められないと判断した場合には、被告側が政府の損失と諸費用の積算を行う権限を与えられる。この積算に基づいて、事実審は、当該制裁金が補償を超え、二重処罰に該当するものであるか否かを決定しなければならない。尤も、裁判所は、このようなケースは滅多にないが、*Halper* 事件は、このような滅多にないケースに該当するとする。

Halper 判決は、合計\$585 の詐欺に対して \$ 130,000 の制裁金を課すことは、比例性を圧倒的に欠くケースであるとする。そして、合理的補償を超える部分の制裁金は、二回目の処罰に該当し、違憲であるとする。

C. *Halper* 事件における二重の危険理論

Halper は、次の 2 点において前例のないものであった。第 1 に、裁判所は、民事的制裁が多重処罰に該当すると判断したことはなかった。第 2 に、裁判所は、二重の危険条項に該当しうる処罰を構成するか否かの判断に際して、立法者意図に基づいて民事的制裁かどうかを判断するのは適切ではないとした。他方、裁判所は、立法府がその旨を明示した場合には、单一の手続において多重処罰を課すことは排除しなかった。また、一方が懲罰的で他方が救済的である場合には、複数の手続に従って問題を処理することも排除しなかった。

Halper 判決は、政府に対して、单一の手続において民事的・刑事的訴訟追行を行うか、民事・刑事の手続を併存させつつ民事的制裁を救済レベルに制限するかの選択を迫るもの

である。

IV. Halper 事件後における多重処罰からの保護

Halper 事件において、裁判所は、二重の危険条項の適用範囲を拡大し、懲罰的な民事制裁金を賦課する際に、刑事罰の軽重を考慮しないことは不公正であるとした。この前例のない二重の危険の適用は、被告人のみならず立法府・検察官・司法府にも影響を与えるものである。

A. 立法府への影響

Halper 判決は、立法府が一方的に民事的制裁金を賦課する権能を制限するものである。Halper 事件以前には、裁判所は、立法者意図を尊重(立法裁量を承認)し、制定法上定めのある民事的制裁金を現実に賦課することに、憲法上の制約が存在するとは考えなかつた。

議会は、司法による制裁緩和を受けて、刑事・民事的詐欺への制裁を見直すか否かを考慮しなければならなくなつた。皮肉なことに、1986年から1987年にかけて、議会は、虚偽請求対策として、民事的制裁金や刑事的罰金を増額してきた。議会は、民事的制裁金の代わりに刑事的罰金を増額することによって対応することはできるが、この場合には、第8修正の保護対象となる。

B. 検察官への影響

Halper 事件後対応として、政府(検察官)は次の3つの選択肢のいずれかを選ばなければならない。第1に、刑事罰確定後の民事的制裁には上限があることを認識の上、刑事・民事の訴訟追行を別々に行うことができよう。第2に、刑事的・民事的請求を、同一の訴訟手続の中で行うこともできよう。第3に、民事制裁金を満額請求するために、刑事訴追を差し控えることもできるだろう。

第1の選択肢をとる場合、検察官は、民事訴訟の追行によって刑事訴追が妨げられないようにするか(例えば、未決の刑事事件と並行して行われる民事事件の進行を止める)、民事的制裁金の請求金額を、救済的な水準に押さえるかしなければならない。第1・第2の選択肢をとる場合、これらの費用と制定法上の民事的制裁金との合理的関連性が争われた時には、検察官は、発見・調査・訴追費用を計算することが義務付けられる。補填される費用として、直接的な費用のみを請求できるのか、政府に対する詐欺一般と戦うための社会的費用も含まれるのかは明示されていない。政府は、費用と制裁金のバランスが疑わしい場合には、法が定めた制裁金よりも少額の請求を行い、立証コストを抑制することもある。

C. 裁判所への影響

1. 裁判所は、Halper 原則をケース毎に適用しなければならない。

立法者・検察官への影響に加え、Halper 判決は、裁判所にもいくつかの点で影響を与える。例えば、「大まかな救済的正義」が、何時明らかな不正になり、適用違憲の制裁金となるのかについて、明確なガイドラインを示しておらず、裁判所は、ケースごとの判断を強

いられる。

裁判所は、政府の損失や費用についての立証が困難な場合には、厳格な立証を求めるところなく二倍賠償・三倍賠償を認めてきた。本件でも、裁判所は、一件や二件の詐欺については、厳格な立証を求めていない。傍論において、裁判所は、一件や二件の場合には、自動的に合理的関連性のテストが充足されるが、明らかに合理的関連性を失している場合に限り損失の厳密な計算が要求されるとしている。

しかし、裁判所は、どの様な場合に費用と制裁金額が合理的関連性を失するのかを明らかにしていない。詐欺が一件や二件の場合でも 65 件の場合でも、比例性だけが問題なら同様な扱いになるはずであるが、裁判所は、合理的関連性のテストが充足されるか否かの判断に際して、詐欺件数の大小を問題にしている。結局、*Helper* 判決は、許容できる補償と禁止される処罰の間の明瞭な線引きをしていない。

尤も、二重の危険条項による保障が、刑事事件のみならず民事事件にも拡大されることは、肯定的に評価されるべきである。

2. 裁判所は、民事手続において懲罰的制裁が科される場合には、その他の憲法上の保障が当該手続にも及ぶか否かを判断しなければならない

裁判所が、初めて民事的制裁金が二重の危険の問題を惹起することを認めたことによって、民事手続に従って政府が懲罰的制裁を加える場合に、他の憲法上の保証を受けることが可能かどうかが問題となった。*Helper* 事件が二重の危険の問題を惹起することを認めたことは、裁判所が、民事裁判所が刑事罰を課すことができることを黙示的に認めたことも意味する。そして、この事は、この様な事件の被告人が、以前は刑事事件にのみ認められた憲法上の保証を、民事事件にも拡大する様に主張する可能性を示唆する。例えば、*Helper* 事件における制裁金が、第 8 修正の過度な罰金の禁止に該当しないかが問題となりうる。救済的目標のみに仕えると言えない民事的制裁金で、応報的・抑止的な目的を持つものは、処罰である。そうだとすると、大まかな救済的正義を越える民事的制裁は処罰であり、憲法における「過度な罰金」条項の保護対象となりうる。

二重の危険条項の *Helper* への適用は、従来、刑事事件のみに適用されると考えられてきた憲法上の手続の、民事事件への適用への扉を開けるものである。

3. Qui Tam Actions(刑事的民事訴訟)が *Helper* ルールの射程内にあるか否かを判断しなければならない

Qui Tam Actions は、二重の危険条項の保護対象となる様な、政府の訴訟か否かが問題となる。United States ex rel. Marcus v. Hess 判決は、完全な保証を越える懲罰的制裁金を課す様な *Qui Tam Actions* が二重の危険の問題を惹起する可能性に言及したが、結論は出さなかった。*Helper* 判決は、*Hess* 判決に言及したが、やはり答えは出さなかった。

Qui Tam Actions が私的訴訟ではなく政府の訴訟であると考えられるべき幾つかの証拠がある。第 1 に、私人は、政府への誤った行為に対して、政府に成り代わって訴訟を追行している。第 2 に、情報提供者に報酬を与えることによって、政府への誤った行為に対する訴訟追行能力を高めることを目的としている。第 3 に、補償の殆どは政府が受け取ることになり、私人が受け取るのは一部である。以上から、*Qui Tam Actions* は、政府の訴訟

であり、私人である情報提供者が訴訟追行を補助したことへの報酬を支払うという性格を持つものであると考えられる。そして、政府は、完全な補償の請求に際して、情報提供への対価も費用に算入できる。

仮に Qui Tam Actions が二重の危険条項の対象となる政府の訴訟であるとすると、それによって刑事訴追が邪魔されないよう、Qui Tam Actions に制限を設けることが必要になる。この様な場合として、潜在的な刑事被告人が、刑事訴追を妨げるために、誰かに Qui Tam Action を提起させることが考えられる。そこで、政府が刑事訴追を行わない旨、明言している場合に限り、Qui Tam Action を進行させるという対応がありうる。

Qui Tam Actions が二重の危険の対象となる政府の訴訟であると認定することは、平行する刑事訴訟において、情報提供者が政府を助ける誘因を減少させることは確かであろう。しかし、刑事事件において、政府は、証拠やディスカバリー(開示手続)やサピーナ(罰則付召喚令状)を通じて情報提供者から得た証言を頼りに訴訟を追行できる。そして、刑事訴追がうまく行かなかった場合に、政府は Qui Tam Actions に頼れば良い。Halper はこの問題に結論を与えたかったが、Qui Tam Actions は Halper ルールの射程内に有り、二重の危険条項による保証の問題を惹起する。

4. 単一の手続において民事と刑事の訴訟追行を結合する方法を特定しなければならない

Halper 判決は、单一の手続において、完全な民事制裁金と刑事罰の賦課を求める事ができるとしたが、单一の手続において民事と刑事の訴訟追行を結合する方法を特定しなければならない。

Halper 事件後の裁判所の対応として、①民事手続と刑事的手続きの混合手続を作り出す、②民事手続に刑事手続を編入する、③刑事手続に民事手続を編入する、という 3 つの選択肢がありうる。しかし、①既存の立証責任・訴訟手続・憲法的保障とは異なる混合手続は、考えにくい。また、②民事手続において刑事罰を課すことも考えにくい。そこで、最も現実的なのは、③民事的制裁手続を刑事手続に編入することであると思われる。

そして、③を実現する為には、刑事訴訟手続に関する裁判所規則を実現することが必要である。このような民事的刑事訴追は、刑事被告人の有罪が確定した後で、政府が民事的制裁を提出し、裁判官が刑事罰を確定する際に民事的制裁についても考慮することを許容する裁判所規則を通じて策定することができる。

民事上の被告人は、刑事事件について確定した犯罪について、責任を否定することを禁止するものであるから、この規則は被告人に対する適正手続の保証についてかけるところはないし、单一の手続の中で複数の処罰を行うことから、二重の危険条項における二重処罰禁止の要請にも反しない。刑事事件の無罪が確定した場合には、民事的制裁を目的とした訴訟を追行できる。

V. Halper : 部分的解決であって無罪放免された被告の保護にも拡大されるべきであるもの

多重処罰の禁止という表現では、刑事訴訟手続において有罪が確定した被告人にしか憲法上の保障が及ばない。しかし、刑事で有罪の人は、民事的制裁が損害の補償に制限され

るのに、無罪の人について全く民事的制裁が制限されないのはおかしい。

実は、裁判所は、多重処罰ではなく、多重起訴を防止したかったものと思われる。実際、刑事罰と民事的制裁を累積的に行うことを認めている。では、なぜ、多重起訴ではなく多重処罰の禁止という分析を選んだのだろうか。それは、民事・刑事手続の並立を認めていることに鑑みて、政府にも損失を補償される権利があると信じられているからだと思われる。裁判所は、過度に大きい民事的制裁金の禁止を多重起訴の禁止ではなく多重処罰の禁止として扱う方が、政府の民事的救済への権利をより強く保障できると考えたのかもしれない。しかし、この権利は、*Halper* 事件における二重の危険のジレンマを多重処罰ではなく多重起訴の問題として扱っても犠牲にならない。

裁判所は、*Halper* 事件において、政府の救済への権利を限界付けるが、禁止するものではない。裁判所は、制定法が定める救済が、本質的に刑事的な性格を持つものではなく、*Halper* 事件のような適用一損害の補償を超える懲罰的賠償によって刑事的性格を持つに至ったことを認めた。その様な起訴は、被告人が刑事的訴追を受けている場合には、有罪であるか無罪であるかを問わず、多重起訴として禁止されるべきである。

このアプローチは、刑事的手続きにおいて無罪が確定した被告人と、有罪が確定した被告人との間の公平性を保障するものである。また、このアプローチは、政府が受けた損害を回復する権利を、多重処罰の禁止同様に保障するものもある。

VI. 結論

民事的制裁が、合理的な補償の限度を超える場合には、そのラベリングにも拘らず刑罰に該当し、先行する刑事手続において同一の違法行為について有罪が確定している場合、二重処罰に該当し、二重の危険条項違反となる。

尤も、裁判所は、合理的な補償を超えない民事的制裁手続と刑事手続の多重起訴を禁止していないし、制定法上の根拠が与えられている場合には、单一の手続において刑事罰と民事的制裁を課すこともできる。

Halper 判決は、二重の危険条項の適用を、刑事案件を超えて、政府による民事的制裁金の賦課にまで広げるものである。議会・検察・裁判所は、それぞれに新しいルールへの対応を考えるべきであるが、それだけでは十分ではない。*Halper* 判決は、無罪が確定している被告に対して、二重の危険条項の保護を与えない。後に続く民事手続において、無罪が確定している被告よりも、有罪が確定している被告に対して手厚い保護を与えるのは不正である。

Halper 事件は、有罪になった刑事被告人が同一の違法行為について民事的制裁を受ける場合に、民事的制裁についても二重の危険条項の保障を広げるものである。しかし、裁判所は、*Halper* 事件の射程を刑事案件で無罪になった被告にも広げ、二重の危険条項によって保護すべきである。これによって、政府の損害賠償を受ける権利は、限定されるが保障される。また、刑事訴訟において無罪になった被告人は、二重の危険条項によって、政府の損失と費用に合理的関連性のない民事的制裁金の請求から保護されるべきである。

VII. その後の展開及び日本法への示唆

ここまで、冒頭でタイトルを挙げた Lynn C. Hall の論文を紹介した。最後に、その後の展開と日本法への示唆を簡単に述べる。

A. その後の展開

アメリカ最高裁は、*Hudson v. United States*¹以降、*Halper* 事件の射程を限定的に運用しているとされる²。即ち、当該制裁が民事的制裁であるか否かを判断する際に、第 1 次的には、制定法の文言と趣旨を重視する。しかし、「立法者がシビルペナルティとして構想したものであっても『当該制定法の仕組みが、目的及び効果に照らして非常に処罰的である』場合には、当該シビルペナルティを刑罰と同視することもありうるが、その場合はシビルペナルティを刑事罰と判断するに足る『もっとも明白な証明』場合に限られる。そして、一定の制裁が刑罰と判断されるか否かを判断する要素としては、①当該制裁が積極的な制限・禁止に関わるものであるかどうか、②当該制裁が歴史的に処罰とみなされてきたものかどうか、③当該制裁が故意の認定にのみ基づき課せられるものかどうか」等の計 7 つの要件を挙げる。そして、この *Hudson* 判決の基準は、一定の制裁をシビルペナルティであると判断した議会の意思を最大限尊重するアプローチであって、この基準の下で、現実にあるペナルティが二重処罰に違反するとされることはほぼなくなったと解される。尤も、この判決も *Halper* 判決で問題となった民事的制裁金の違憲性は承認しており、救済額との均衡を著しく欠く制裁金については、今後も多重処罰・多重起訴は問題となりうるとする。

B. 日本法への示唆

日本法への示唆を考慮するに当たって、アメリカにおける *Hudson* 判決に倣い、*Halper* 事件の射程を限定する必要はあるのだろうか。立法院・検察官・裁判所の対応と多重起訴・多重処罰との関係が問題となる。

まず、立法院と裁判所の関係(裁判所による立法者意思に対する敬謙の度合い)については、立法者のラベリングを重視する見解をとれば、判決の射程を限定する方の見解を支持することとなるが、立法のラベリングに無闇に敬謙的であるべきではないとの立場をとる場合、射程を限定しない見解を支持することとなる(本稿は後者の説を支持する)³。

立法者のラベリングを重視するか否かを問わず、多重処罰との関連では、第 1 に、民事・

¹ 522 U.S. 93 (1997). *Hudson* 事件に関する記述は、曾和俊文「行政手続と刑事手続－企業の反社会的行為の規制における両者の交錯」ジュリスト No.1228(2002 年)、116 頁以下の該当部分を参照した。

² 曾和、前掲注 1、p.120.

³ 前者を支持する見解として、曾和、前掲注 1、後者を支持する見解として、宇賀克也「行政制裁」ジュリスト No.1228、50 頁以下。後者は、アメリカで判決の射程が限定されているからといって、それだけでは日本で *Halper* 判決の射程を限定する理由とはなり得ないとする。同感である。

刑事のみならず刑罰と秩序罰や課徴金(より一般的には通告処分・反則金・加算税)の併課が問題となりうる。例えば、法が、違反行為に対して刑罰を課す規定を置く場合に、一般予防効果を狙って、国法ないし条例のレベルで違反者に対して懲罰的な制裁金を賦課する場合である。違反者に対する懲罰的制裁金については、行政上の義務違反の問題として既に検討されている⁴。

第2に、有害物質や廃棄物の減量化に経済的誘因を与えることを目的として地方税法に基づく課税を行うことが考えられる。排出物減量化を目的とした産廃税や燃料税は、行政上の義務違反ではなく何らかの意味で社会的に望ましくない行為に対して負の誘因を与えるものであり、これから検討が必要な問題であるといえよう。

第3に、義務違反や損害・外部不経済を与える行為に対して、これらと合理的関連性のない(不相当地に高額な)課税・賦課を行うことは、比例原則に反し許されない(この点は、刑罰を科さない場合でも問題となりうるから、多重処罰の問題と論理的に独立である)。また、刑事罰を過料に置き換え、ディスクリミナリゼーションを行っても、社会的非難の程度や制裁の重さには変わりはないから、過料を課す手続にも刑事手続類似の適正な手続を保障する必要があろう。

また、多重起訴との関連では、刑事罰に相当する様な高額な過料の賦課が決定した場合、検察官は起訴を控えるか、仮に起訴が行われた場合、裁判所は刑罰を課さないという判断を行う必要があろう。そして、刑事手続と行政手続との関係(証拠の収集・利用)が、それぞれ問題となりうる(この点は、曾和論文に詳しい)。

(松本 充郎)

⁴ 曾和、前掲注1、及び、宇賀、前掲注3。また、北村喜宣「環境法執行手法としての課徴金制度」環境法研究(1991)、176頁以下。